

第4回京都府いじめ防止対策推進委員会開催の議事要旨

1 日 時

平成31年2月27日（水） 午前9時30分から

2 場 所

ルビノ京都堀川 2階 「松」

京都市上京区東堀川通下長者町上ル

3 出席者

1 審議会

ア 出席委員 7 名

イ 欠席委員 0 名

ウ 事務局

細野指導部長、栗山学校教育課長、立久井高校教育課長 他

2 傍聴人 0 名

4 概 要

事務局からの説明

- (1) 前回委員会の概要について
- (2) 平成30年度京都府いじめ調査（2回目）の結果について
- (3) 平成31年度京都府のいじめ防止等事業・施策について

[配布資料（PDF リンク）](#)

[意見交換（PDF リンク）](#)

平成 30 年度

第 4 回京都府いじめ防止対策推進委員会概要

日 時：平成 31 年 2 月 27 日(水) 9:30～

場 所：ルビノ京都堀川 「松」

会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要について
- (2) 平成 30 年度京都府いじめ調査（2 回目）の結果について
- (3) 平成 31 年度京都府のいじめ防止等事業・施策について

3 その他

4 閉会

第4回京都府いじめ防止対策推進委員会開催の議事要旨

1 日 時 平成31年2月27日(水) 午前9時30分から

2 場 所 ルビノ京都堀川 2階 「松」
京都市上京区東堀川通下長者町上ル

3 出席者

(1) 審議会

ア 出席委員 7名

イ 欠席委員 0名

ウ 事務局

細野指導部長、栗山学校教育課長、立久井高校教育課長 他

(2) 傍聴人 0名

4 概要

事務局からの説明

(1) 前回委員会の概要について

(2) 平成30年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

(3) 平成31年度京都府のいじめ防止等事業・施策について

配布資料(PDF リンク)

意見交換(PDF リンク)

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

事務局からの説明

(1) 前回委員会の概要について

● 前回、「文部科学省による調査は、政令指定都市である京都市の結果が今年

度から公表されることとなったので、京都府と京都市を別に本委員会に示すことができるか」という質問であるが、統計法の規定により京都市を除くいじめの認知、解消等の数値を示すことはできない。本委員会で示すことができる数値は、京都府が独自に調査しているいじめ調査の結果である。

○「統計法の規定により示してはいけない」という回答は、京都府の見解なのか、文部科学省に回答を求めた結果なのか。

●国の実施要項にも示されているが、以前に問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査について、文部科学省に問い合わせたところ、項目以上の公表はできないと回答されている。

(2) 平成 30 年度京都府いじめ調査（2 回目）の結果について

○府立学校の結果について、学校数やそれぞれの数値の割合を示すことはできないのか。

●高校の学校数は 47 校である。しかし、同じ学校内に全日制課程、定時制課程、通信制課程が設置されていたり、全日制の分校も 2 校あるなど表し方は難しいところがある。また、調査結果について、今後、それぞれの数値の割合を示すことについては検討していきたい。

○小・中・義務教育学校の結果で未調査の理由として、「外国籍の子どもがいるため調査できなかった」はどの項目に含まれているのか。

●「未調査者の状況」の中で、「その他」の項目に含まれており、外国籍の子どもが保護者の母国と一緒に帰国しており、調査ができなかった。

○「未調査者の状況」の中に、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」があるが、認定フリースクールで出席扱いしている子どもへの調査は行っているのか。

●認定フリースクールに通う子どもも含めて、登校できていない児童生徒においても、家庭訪問や聞き取り等で調査を行うこととしている。しかしながら、保護者の意向でフリースクール（オルタナティブスクール等）に通っている児童生

徒もあり、協力いただけない家庭もある。

○アンケートの独自様式を採用している自治体はどこか。

●学校ごとに独自様式を使用している場合や、自治体ごとに統一している場合がある。独自アンケート様式についても、いじめ調査で最低限度聞かなければならない項目は入っている。教育相談アンケート等、学校生活全体を問うような質問紙にいじめ調査を追加して独自様式としている。

○未調査者の中にいじめによって登校できない児童生徒が含まれるのではないか。

○未調査が小学校で増加傾向にある。その原因を示してほしい。また、未調査が増えていることについて、どのようにしていくのか検討してほしい。

●指摘のように、未調査者数が多く、聞き取りができないことが課題である。学校も様々なアプローチにより努力しているところであるが、未調査の児童生徒の中に重大事態がないかを可能な限り追跡していきたい。

○「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」や「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない」とはどんな状況のことか。

●学校からのアプローチを拒む家庭や児童が調査に応じない事例がある。また、保護者にも会うことができなかつた家庭とようやく家庭訪問で関係が作れてきた中で、いじめのことについて子どもに聞ける状況にない場合などがあげられる。また、いじめ調査結果は、調査時点での状況であり、その後、接触できた事例や調査に応じた事例もあるなど、現場の学校はいじめの状況把握に努めている。

○結果についてどのように考えているのか。

●件数を全体的に見れば、去年の同時期の調査と比較して、認知に大きな変化は見られない。解消率の減少は課題であるが、これは調査の時点での状況であり、その後解消に向けて現場の教員は見守りや取り組みを行っている。京都府は、認知は得意だが、解消が苦手では何のための調査かわからないと考えており、重大

事態がなかったからよかったとは考えていないし、組織的に対応していきたい。

(3) 平成 31 年度京都府のいじめ防止等事業・施策について

○LGBTについて、中学生になると制服を着用することとなり、性的違和感を持つ子どもがいじめの被害にあいやすい。学校での理解教育が必要であると考えますが、それが言えない子どもたちに配慮はされているのか。

●予算の中にLGBTに関しての予算は示していないが文科省からの通知によって理解は進んでいる。人権学習の資料集でも示している。しかしながら、教師間での理解の差があるのは残念ながら確かである。

○行政の事業や施策の評価はどのようにされているのか。いじめ対策に関する予算は示されるが、その評価はどうだったのか。来年度こうしますと言われても、評価を踏まえた上で、こうしますと示してもらいたい。

●京都府教育委員会の事業評価をしているが、この委員会で示してはいない。

○次につながるのでこの事業についての評価も可能であれば示していただきたい。

○平成 31 年度新規事業について詳しく説明してほしい。

●不登校支援拠点整備事業として取り組んでいきたいと考えている。不登校の捉え方は必ずしも学校復帰を目指すだけでなく、社会的自立を支援することも大切であるという社会的認識が広がる中で、教育支援センターの果たす役割に着目した。広域行政機関として、市町の教育支援センターが不登校支援の拠点として成果を上げているところがあれば、そうでないところもあることを踏まえて、すべての教育支援センターがその機能を果たせるよう、教育支援センターにSCやSSW等の専門家や心の居場所サポーターを配置することとしている。

○学生や院生が派遣される、心の居場所サポーターはどのように活用しているのか。

●学生に任せるのは、児童生徒の個別の支援である。学習を支援することもあれば、単に話し相手が必要な場合もある。

○教育支援センターの機能を充実させていくのが教育機会確保法からして適切である。人口の少ない市町村が設置運営をすることは財政的にも厳しい。本来、市町村でやるべきことを広域行政の府がどれだけできるかが課題である。

●市町村と協議しながら進めていきたい。長期的には教育支援センターの位置づけや役割を示していきたいと考えている。

○教職員用ハンドブック等が示されているが、本委員会にも示すことができるのか。

●今から、来年度にかけて作成していくので、できあがったものを示したい。